

令和7年度
事業所機能新設・移転促進補助金

公募要領

令和7年5月
三重県雇用経済部

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

TEL: 059-224-2819 FAX: 059-224-2221

E-mail: kigyoyu@pref.mie.lg.jp

1 補助金の目的

本補助金は、県内の人口減少及び若者の県外流出という喫緊の課題に対し、若者や女性に選ばれる魅力ある仕事を県内に呼び込み、地域活性化と雇用創出を図ることを目的とします。

2 補助事業の内容

(1) 補助対象事業者

認定申請を行う年度の4月1日から3月31日までに、県内へ新たに本社機能を有する事業所等を設置し、申請日以降に操業を開始する事業者

※上記期間内に操業を開始できない場合は、翌年度以降に改めて申請してください。

※「本社機能を有する事業所等」とは、地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第8条第1項で定める特定業務施設を指します。

（参考）特定業務施設の対象範囲について

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001134174.pdf>

※法人のみを対象とします。（個人事業主は対象外）

※業種による制限はありませんが、すでに県内で本社機能を有する事業所等を設置している事業者は対象外となります。（新規法人を設立して事業を行う場合は補助対象となります。）

＜補助対象となる施設の例＞

アプリなどのシステム開発部門、製品の研究開発を行う部門、人材育成を担う研修所

＜補助対象外となる施設の例＞

営業所、製造や加工を行う工場、飲食店や雑貨店などの店舗

(2) 補助対象経費

所得税法第28条に規定する給与等の収入金額

※従業員の給与は、正規・非正規雇用、パート・アルバイト問わず対象とします。

※操業開始初年度は、操業開始月から12月31日まで、操業開始2年度以降は1月1日から12月31日までに発生した給与等を補助対象とします。

※対象となる従業員は、新たに雇用した者に限りません。すでに雇用している従業員が県内の本社機能を有する事業所等に従事する場合も、補助対象となります。

※複数拠点での勤務の場合は、県内での従事日数を算出し、按分により補助します。

※テレワーク従事者は、県内での従事が確認できる場合のみ、補助対象とします。

(3) 補助対象期間

操業開始月から60カ月

※認定申請時において、5年分の事業計画を認定します。

※源泉徴収票等により補助対象経費を確認のうえ、年ごとに補助金を交付します。

(4) 補助金額

○補助率

＜県南部地域への立地の場合＞ 補助対象経費に対して1/2を補助

＜県南部地域以外への立地の場合＞補助対象経費に対して1/3を補助

※南部地域とは、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町及び紀宝町をいう。

○補助上限額

1社あたり年間600万円×5年間＝3000万円

※従業員及び役員1人あたりの補助上限額は年間200万円です。

※認定初年度及び認定最終年度については、月割により補助限度額を設定します。例えば操業開始が9月の場合、認定初年度の補助限度額は、1社あたり200万円（9月～12月分）となります。

3 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 認定申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
※ 財務状況について、別途詳細な資料等の提出を求めています。
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ その他必要とする書類（プレゼン資料等）

(2) 提出方法及び提出期限

メール、郵送又はご持参ください。

※ 申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合は受け付けられません。

① メールで提出する場合

上記3(1)に示す提出書類を、令和7年5月12日（月）から令和7年6月27日（金）17時15分までに以下のメールアドレスに提出してください。

なお、三重県の県税の納税証明書等については、原本をPDFに変換の上、ご提出ください。

〈提出先〉企業誘致推進課メールアドレス：kigyoyu@pref.mie.lg.jp

② 持参または郵送で提出する場合

上記3(1)に示す提出書類を、令和7年5月12日（月）から令和7年6月27日（金）17時15分まで【必着】に提出してください。

〈提出先〉 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

4 採択方法及び採択基準

(1) 採択方法

応募のあった事業計画について、事業所機能新設・移転促進補助金審査委員会において、審査を実施（必要に応じプレゼンテーション等による聞き取りも実施）し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

(2) 採択基準

- ① 地域への貢献度（地域課題の解決など、地域社会への貢献が期待できるか）
- ② 市場規模（一定の市場規模・成長性が見込めるか。また、本事業を通じて得られた成果を全国に展開することを視野にいれた事業か）
- ③ 事業の妥当性（ターゲットとする顧客や市場が明確で、ニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しに妥当性・信頼性があるか）
- ④ 雇用創出の波及効果（地域における雇用創出効果（質的・量的）が見込まれるか）

5 採択後の流れ

(1) 操業開始初年度

○操業開始届の提出（様式第6号）【操業開始後、15日以内】

- ※事業所機能を新設・移転のうえ、県内での操業を開始後、15日以内に提出ください。
- ※ただし、認定申請日以前に操業を開始する場合は、認定申請書に記載の日を操業開始日とし、操業開始届の提出は不要とします。

○交付申請・実績報告書等の提出（様式第7号）

【（補助対象経費が発生した場合）令和8年2月15日まで】

- ① 交付申請・実績報告書（様式第7号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 直近の決算書（附属明細書を含む）
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）

○実地検査【令和8年2～3月中】

補助対象経費の支出が適切に執行されていることを確認するために、上記の書類に加えて、以下の書類について確認いたします。

【企業全体】

- ・組織図
- ・従業員名簿
- ・被保険者台帳

【給与】

- ・源泉徴収票
- ・雇用契約書
- ・賃金台帳等

【役員報酬】

- ・役員報酬規程（役員報酬の算定基準、支給額、支給時期などが確認できるもの）
- ・役員報酬支払明細書
- ・役員報酬支払領収書

【その他】

- ・（複数拠点勤務の者がいる場合）県内従事、県外従事の実績を示す書類
- ・（テレワーク従事者がいる場合）県内での居所がわかる書類

(2) 操業開始2年度以降

○交付申請・実績報告書等の提出（様式第7号）

【(補助対象経費が発生した場合)翌年の2月15日まで】

- ① 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ② 直近の決算書（附属明細書を含む）
- ③ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）

○実地検査【毎年2月～3月中】

操業開始初年度に準じる

(3) 補助金の支払い

検査を経て確認できた補助対象経費について、毎年度、補助金額の交付決定及び額の確定を行います。（操業開始初年度については、操業開始日から12月31日までに支払いが完了した補助対象経費。操業開始2年度以降については、1月1日から12月31日までに支払いが完了した補助対象経費。）

交付決定及び額の確定通知書を受領後、15日以内に補助金請求書（様式第8号）の送付をお願いします。

6 その他

その他、詳細な要件等については、三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱及び中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領をご確認ください。